

短期入所生活介護契約書

（以下、「利用者」といいます。）と社会福祉法人清峰会（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第 1 条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間中の利用期間は【契約書別紙】のとおりです。
- 3 利用者は、利用開始予定日から 2 日間以上の猶予をおいて、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は利用期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 4 利用者は、利用開始日の午前 10:00 以降に入所し、利用終了日の午後 5:00 までに退所するものとします。
- 5 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第 3 条（短期入所生活介護計画）

利用期間が 4 日以上連続して利用する場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第 4 条（短期入所生活介護の提供場所、保険給付対象サービスの内容及び利用料金）

- 1 短期入所生活介護の提供場所は特別養護老人ホームショートステイエリアです。所在地および設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。
- 2 事業者は、第 3 条に定めた短期入所生活介護計画に沿ってサービスを提供します。また、事業者による介護保険給付対象サービスの内容は、【契約書別紙】のとおりです。
- 3 前項 2 の費用の額は、【契約書別紙】に記載した額とします。
- 4 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

- 5 事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車いすやベッドに腕や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。

第 5 条（介護保険給付対象外のサービス内容、及び利用料金）

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付対象外のサービスを提供します。その内容については、【契約書別紙】のとおりです。
- 2 前項のサービスの費用負担が必要なものについては、その利用料金は利用者等が負担するものとします。
- 3 前項1の費用は、【契約書別紙】に記載した額とします。
- 4 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者等に対してわかりやすく説明します。

第 6 条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後5年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物においては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求することができます。

第 7 条（料 金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月料金の合計額を翌月末日までに（_____の方法で）支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第 8 条（利用開始前のサービスの中止及びキャンセル料）

- 1 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、1日分の利用料の全部または一部を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから30日以内に（_____の方法で）支払うものとします。

第 9 条 (利用期間中の中止)

- 1 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第 10 条 (利用料金の変更)

- 1 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、【契約書別紙】に記載された額に変更します。
- 2 利用者の経済的事情の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更します。
- 3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 4 事業者は、介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合、その内容に応じた額に変更することができます。
- 5 前3項、前4項の変更があった場合は、事前に利用者またはその家族等に対して必要な資料を提示、説明した上で、支払に同意する旨を文書（契約書別紙）を取り交わします。
- 6 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、事業者に対し文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第 11 条 (契約の終了)

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、3日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者が事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
 - ③ やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。

第 12 条 (秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第 13 条 (賠償責任)

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産・個人情報漏えい等に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 前 1 項の損害賠償については、事業者が加入する損害保険の規約内容によるものとします。

第 14 条 (緊急時の対応)

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 15 条 (連携)

- 1 事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

第 16 条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 17 条 (本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 18 条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉社会福祉法人 清峰会 (指定番号 1370602649 東京都)

〈住所〉福島県西白河郡西郷村大字小田倉字稗返166番地1

〈代表者名〉理事長 内山重丸 

利用者

〈住所〉

〈氏名〉 

(代理人)

〈住所〉

〈氏名〉 